

第15回 人権研究交流集会

震災復興——3・11から3年

私たちは何をすべきか

これまで何がなされてきたかを総括し、

法律家の視点を加え、今後何をすべきか、

展望を語り合います

全体会

3月21日 13:00 ~ 17:00

終了後懇親会

分科会

3月22日 9:00 ~ 12:00

2014

3月21日 fri 22日 sat

一般参加費
500円

石巻中央公民館

宮城県石巻市日和が丘1-2-7

送迎バス
あり有料

11:30にバスターミナルにお越しください
仙台駅西バスターミナル→
仙台駅西口1階ロータリー降車場

主催／第15回人権研究交流集会実行委員会 後援／石巻市

連絡先 青年法律家協会弁護士学者合同部会 〒160-0004 東京都新宿区四谷2-2-5 小谷田ビル5階
TEL 03-5366-1131 FAX 03-5366-1141 E-mail bengaku@seihokyo.jp http://www.seihokyo.jp/



2014
3/21 fri 金

13:00 ~ 17:00

震災復興 — 3.11から3年
私たちは何をすべきか

基調報告

「もう一度、海に生きる

—三陸再生の道—

民俗研究家 結城登美雄 氏

●ゆうきとみお プロフィール

昭和20年旧満州生まれ。山形大学卒業後、広告デザイン業界に入る。民俗研究家。15年にわたり東北の農山漁村をフィールドワークしながら住民を主体にした地域作りの手法「地元学」を提唱。著書「山に暮らす海に生きる」無明舎出版「東北を歩く～小さな村の希望を旅する」新宿書房

現場からの声

県漁協、水産加工会社、仮設住宅居住者など

パネルディスカッション

●コーディネーター

東日本大震災復旧・復興支援みやぎ県民センター事務局長・弁護士
菊地 修 氏

●パネラー

東日本大震災復旧・復興支援みやぎ県民センター代表世話人
山形大学名誉教授(農業経済学)

綱島不二雄 氏

石巻市 住民主体の住まいと復興を考える連絡会

佐立 昭 氏

石巻の弁護士

庄司 捷彦 氏

石巻の保健師の方

民俗研究家

結城登美雄 氏



2014
3/22 sat 土

9:00 ~ 12:00

1 復興問題分科会

被災地の真の復興とは一住宅問題、集団移転、医療費など、住民本位の復興を考える

被災地石巻では、仮設住宅の劣悪な住環境、集団移転・区画整理どちらの対象にもならず行政のサポートがない広範な地域の存在、一向に進まない復興住宅の建設等住まいに関する問題が山積である。本分科会では、石巻住まい連ほか現地の方から石巻の実情、問題点を明らかにしていただき、参加者全員で石巻のあるべき街づくり、住まいの復興等について考えたい。

2 裁判必勝法分科会「裁判必勝法PartⅢ」

裁判必勝法というものがあるのか?! 少しでも勝てる可能性があるなら是非それを実践したい、そんなあなたに捧ぐ、人気の分科会である。困難な裁判をどう勝訴に導くのか。その秘訣を深い知恵を持った先人に聴く。青法協のコンセプトである大先輩の「深い経験と志を繋ぐ」決定版の分科会である。

3 原発輸出問題分科会

「原発輸出を問う世界民衆法廷」

日本からのベトナムへの原発の輸出が問題となる一方で、ベトナム国内でも市民による反原発の運動があります。また、タイ政府は原発を導入しないことを決定しました。アジア各国には、まだ知られていない脱原発、反原発の市民運動があります。分科会では、このようなアジアの反原発の動きを取材し紹介すると共に、現地の活動家を招聘し、アジアの中で、反原発運動をどう連携していくかを「民衆法廷」として議論します。

4 原発問題分科会

福島原発事故による損害の捉え方

福島原発事故被害による集団訴訟が各地で提起されている。本分科会では、コミュニティ破壊による損害論の構築、社会心理学・精神医学の観点から考察した避難ストレス・放射線被ばくに対する不安感の実態、などを報告する。

5 平和分科会

「3.11後の自衛隊 自衛隊の市民監視活動」

東日本大震災では、最大10万人超の自衛官が災害派遣され存在感を示しました。一方で、政権与党は国防軍創設への動きを強めています。過去に例がない10万人動員が自衛隊にもたらす影響を考え、3・11後の安全保障、防衛のあり方を論じてみたいと思います。

6 憲法教育分科会

憲法の理念を全ての国民へ

—立憲主義を伝えるための憲法教育を考える

学校教育において憲法が暗記対象とされてきたせいか、憲法の理念が国民に十分浸透していないのが現状です。そこで、将来の有権者である子ども達に憲法の理念を伝えようと札幌で実践してきた憲法教育の取組みをご紹介します。全国に広めたいと思っています。

7 表現の自由分科会

今、「表現の自由」を考える(仮)

自民党改憲草案21条2項は、公益及び公の秩序を害することを目的とする表現活動の規制を認めています。現在も、自民党のTBSへの出演取材停止、実教出版教科書採択妨害など、表現の自由を脅かす状況があります。改めて、表現の自由について考えませんか。